

日本共産党

こんにちは 市会議員
南畑さち代 です

No. 70
2016・9・30
連絡先
453-7758

9月議会 一般質問 就学援助の充実を！ 市、継続の人へ早期実施を検討

就学援助制度で、「新入学学用品費の支給が継続の人でも6月となっていることについて改善を」と求め、北教育局長は「まずは中学校へ入学する継続申請の人を対象に早い時期に支給できるように、実施することを検討」と答弁しました。また、「就学援助の学用品費の支給単価は中核市でも和歌山県下でも最下位となっている。尾花市長は、『子育て環境日本一』を打ち出している下で、早急に国基準に改善すべき」と求めました。

新入学学用品費について

質問 文科省からの通知はどうか。どう受け止めたか。市としても支給時期について改善すべきではないか。

答弁 通知には「年度当初から開始し、各費目について児童生徒が援助に



日本共産党 和歌山市議員
南畑 さち代

必要とする時期に速やかに支給すること（特に新入学児童生徒学用品費）」

とある。新入学児童生徒学用品費は出来るだけ早い時期の支給が望ましい。

まずは中学校へ入学する継続申請の人を対象に、早い時期に支給出来るよう周知時期、決定時期など課題を整理しながら実施することを検討していく。

中核市でも最下位について

質問 就学援助の中で学用品費の支給単価が、中核市でも、県下でも最下位であることをどう思うのか。少なくとも国基準に改善すべきだと思いませんか。

答弁 支給単価は他の中核市と比較しても低い状況にある。財政状況を勘案しながら改善に向け努力していく。

学校給食費の無償化を！

子どもの貧困問題が深刻となっている。憲法第26条は、義務教育は無償と規定している。しかし、そうならない状況下で、45自治体が全額補助、半額補助は19自治体、一部補助は84自治体に広がっていることから、給食費の無償化をと質問しました。

給食費の負担部分について

質問 学校給食の保護者負担部分と公費負担部分はどうなっているのか。

答弁 学校給食法第11条で、施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者が負担し、それ以外は保護者負担となっています。市においては食料費と光熱費の一部を保護者負担としています。

質問 学校給食の無償化に取り組むべきではないか。また、光熱費の一部を市で負担できないか。中核市の状況はどうか。

答弁 給食費については今まで通り、学校給食法第11条に基づき行っていく。光熱費の保護者負担は中核市45市中3市です。このことを踏まえ、光熱費の全額公費負担について今後検討していく。

すというのは、子育て環境を最優先にすることはしないのか。目標をもって最下位を脱却すべきではないのか。

答弁 現状は十分認識しているので対応を考えていく。

質問 市長の目指す「子育て環境日

本一」に学校給食費の無償化を入れるべきだと思いませんか。

答弁 多額の財源確保が必要となるので今まで通り行っていく。

戦争法廃止！和歌山アピール行動(9月19日)



和歌山城・西の丸広場で（裏面に続く）

大学が出来ても賑わうのか？

姫田高宏議員の質問

伏虎義務教育学校(9年制)の開校に伴い閉校になる中学校跡地に大学を誘致する「3大学構想」(伏虎中学校↓薬学部、雄湊小学校↓看護大学、本町小学校↓看護・保育の専門大学)について、「大

学が出来るだけで、まちなかが賑わうとは考えにくい」と質問。尾花市長は「学生や若者が歴史、文化の担い手となって地域交流を活性化させ、賑わいの創出につなげていけるよう取り組む」と答弁しました。

介護保険 新総合事業は現行相当のサービスを！

松坂みち子議員の質問

来年4月から始まる「新総合事業」では、要支援の人たちが「介護保険」ではなく、市がつくる「総合事業(現行相当のサービスあるいは基準を緩和したサービス)」を利用することになるが、その内容が決まっていないことがわかりました。緩和したサービス

とは訪問や通所で広さやヘルパーの資格などの基準を緩和したサービスのことです。サービスを提供する事業者が揃わないこともあるため、「現行相当のサービス」で進めようか」と質問。市は「緩和したサービスの準備を進めている」と答弁。緩和したサービスにこだわりました。

ともに生きる社会の実現を

和歌山県難病連が近畿交流集会

和歌山県難病団体連絡協議会は、9月3日〜4日「近畿ブロック交流会和歌山・紀の川市患者家族会きほく11周年」を和歌山市で開催しまし

た。3日、主催者挨拶をした東本喜佐子会長は、社会的困難を抱えた人たちへの一部政治家による暴言が後を絶たないと批判。「障がいのある人もない人も、多様な生き方の中

で成長し合いたい」と訴えました。

講演された障がい者インタナショナル日本会議の尾上浩二副議長は、脳性まひで20歳まで生きられないと言われながら今年56歳となり、障がい者運動に取り組んできたことを語られ、ご自身の体験で中学校入学時、設備の改善を求めないなどの念書を書かされ、「母がサインした念書は今で言う合理的配慮を求めないことでした」と振り返り、障害者権利条約に基づく障害者差別解消法が求める合理的配慮の重要性を強調されました。また、障がい者を社会から切り離すのではなく、障害のある人もない人も、ともに生きる社会の実現を訴えられました。

18時からは交流親睦会が開かれました。4日は、演奏会や「若手医師と患者の本音トーク」が行われ、2日間で延べ約150人が参加されました。

私たちはあきらめない 「戦争法廃止！和歌山アピール行動」開催



戦争法の強行採決から1年が経った9月19日、戦争法廃止を求める和歌山県内の9団体が呼びかけた「違憲立法・安全保障法制(戦争法)ただちに廃止！和歌山アピール行動」が和歌山城西の丸広場で開催され、280人が参加しました。呼びかけ団体の代表が順にスピーチし、「戦争法は、ただちに廃止」を訴えました。集会後、参加者らは「憲法守れ」などと訴え、市内を行進しました。



無料生活法律相談

日時：10月 5日(水)
10月19日(水)
午後6時〜7時
会場：河西診療所組合員ホール
申込：南畑幸代まで

無料生活相談

日時：毎週木曜日
午前10時〜12時
(電話での相談は常時行っています)
会場：南畑幸代生活相談所
TEL 453-3418、453-7758(自宅)
和歌山市善明寺411-4

相談実施中は看板を出しています

お問い合わせは南畑幸代まで
435-1113 (日本共産党市議団直通)

8月の生活相談件数

生活保護	: 4件	国民健康保険	: 1件
障害者問題	: 2件	防災問題	: 1件
空き家対策	: 1件	その他	: 1件
介護保険	: 1件		